

羽生市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市企業立地促進条例(平成22年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、当該工場等の事業開始後、速やかに企業立地優遇措置指定申請書(様式第1号)に次に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等の概要がわかる書類
- (2) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- (3) 事業計画書
- (4) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し
- (5) 建物賃貸借契約書の写し
- (6) 土地登記事項証明書
- (7) 工場等建設用地(規模)建築構造物の図面(平面図・立面図)
- (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (9) 市税の納付を証する書類

2 市長は、条例第5条第2項の規定により指定したときは、企業立地優遇措置指定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(特例措置の申請等)

第3条 条例第7条の規定による特例措置の申請は、特例措置を受けようとする年度の前年度の2月末日までに固定資産税特例措置申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業立地優遇措置指定通知書の写し

(2) 固定資産明細表(様式第3号付表1)

2 市長は、条例第7条第2項の規定により決定したときは、固定資産税特例措置決定通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(届出)

第4条 条例第9条に規定する届出は、企業立地優遇措置指定内容変更届(様式第5号)又は工場等事業休止(廃止・縮小)届(様式第6号)により行わなければならない。

(承継の届出)

第5条 条例第10条第1項に規定する届出は、工場等事業承継届(様式第7号)に次に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企業等の概要がわかる書類

(2) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し

(3) 土地及び建物の登記事項証明書

(4) 土地及び建物の賃貸借契約書の写し

(5) 市税の納付を証する書類

(指定の取消し)

第6条 条例第11条に規定する指定の取消しは、企業立地優遇措置指定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(特例措置の取消し及び納税命令)

第7条 条例第12条の規定により特例措置を取り消し、固定資産税の納付を命ずる場合は、固定資産税特例措置取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第2号（第2条関係）

企業立地優遇措置指定通知書

第 号
年 月 日

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者名

様

羽生市長



年 月 日付けで申請のあった優遇措置について、羽生市企業立地促進条例第5条第2項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
事 業 内 容	

様式第3号（第3条関係）

固定資産税特例措置申請書

年 月 日

羽生市長 様

申請者 所在地又は住所
(指定企業) 名称又は氏名
代表者名

㊟

年度分の固定資産税の特例措置を受けたいので、羽生市企業立地促進条例第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

指 定 番 号	第 号
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
特例措置年度区分	年度（事業開始後第 年度）
添 付 書 類	(1) 企業立地優遇措置指定通知書の写し (2) 固定資産明細表（様式第3号付表1）

(様式第3号付表1)

固定資産明細表

1 土地

地番	登記(取得) 年月日	取得時 の地目	取得面積	工場等建設 着手年月日	備考
羽生市	年 月 日		m ²	年 月 日	
羽生市	年 月 日		m ²	年 月 日	
羽生市	年 月 日		m ²	年 月 日	
羽生市	年 月 日		m ²	年 月 日	
計			m ²		

2 家屋

所在地	種類	構造	階数	建築(取得) 年月日	延床面積	備考
羽生市				年 月 月	m ²	
羽生市				年 月 月	m ²	
羽生市				年 月 月	m ²	
計						

3 償却資産

設置場所	資産の 種類	名称	数量	取得年月日	取得価格	耐用 年数	備考
羽生市				年 月 日	円	年	
	計						

*償却資産については、任意様式可

様式第4号（第3条関係）

固定資産税特例措置決定通知書

年 月 日

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者名

様

羽生市長



年 月 日付けで申請のあった固定資産税の特例措置について、羽生市企業立地促進条例第7条第2項の規定により、下記のとおり決定します。

記

指 定 番 号	第 号		
工場等の名称			
工場等の所在地	羽生市		
特例措置年度区分	年度（事業開始後第 年度）		
特例措置の税率	0.7 / 100		
固定資産の区分	課税標準額	特例措置前の税額	特例措置後の税額
土 地	円	/	/
家 屋	円		
償却資産	円		
計	円	円	円

様式第5号（第4条関係）

企業立地優遇措置指定内容変更届

年 月 日

羽生市長 様

申請者 所在地又は住所
(指定企業) 名称又は氏名
代表者名



企業立地優遇措置指定申請書の内容に変更が生じたので、羽生市企業立地促進条例第9条第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 番 号	第 号	
工場等の名称		
工場等の所在地	羽生市	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

様式第6号（第4条関係）

工場等事業休止（廃止・縮小）届

年 月 日

羽生市長 様

申請者 所在地又は住所
(事業者) 名称又は氏名
代表者名



工場等の事業を休止（廃止・縮小）したので、羽生市企業立地促進条例第9条第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 番 号	第 号
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
事業 $\left[\begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{廃止} \\ \text{縮小} \end{array} \right]$ 年月日	年 月 日
理 由	

様式第7号（第5条関係）

工場等事業承継届

年 月 日

羽生市長 様

申請者 所在地又は住所
(承継者) 名称又は氏名
代表者名



年 月 日付け第 号で指定を受けた工場等の事業を承継したので、羽生市
企業立地促進条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 番 号	第 号
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 者	工場等の名称
	工場等の所在地
変 更 理 由	
添 付 書 類	(1) 企業等の概要がわかる書類 (2) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (3) 土地及び建物の登記事項証明書 (4) 土地及び建物の賃貸借契約書 (5) 市税の納付を証する書類

様式第8号（第6条関係）

企業立地優遇措置指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者名

様

羽生市長



羽生市企業立地促進条例第11条の規定により、下記の企業立地優遇措置の指定を取り消します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
指定取消年月日	年 月 日
指定取消理由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽生市を被告として（市長が被告の代理人となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第7条関係）

固定資産税特例措置取消通知書

第 年 月 日 号

所在地又は住所
名称又は氏名
代表者名 様

羽生市長



羽生市企業立地促進条例第12条の規定により下記の固定資産税特例措置を取り消したので、下記のとおり納付を命じます。

記

指定取消年月日 (企業立地優遇措置指定取消通知日)	年 月 日
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
固定資産税額	円 (年度分)
固定資産税納期限	年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽生市を被告として（市長が被告の代理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。